川幸辰著

瀧

犯

罪

序說

常

盤

敏

太

序曲といひ序説といふと、それが鳥瞰的であり通覧的である と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる と同時に、何かこじんまりとささやかな或るものを感じさせる ところが、真を除いても三六二頁に及ぶ形法總論の大册である。ところが、真を除いでもこの『序説』の語があるものを思ひ當らしめなくては措 かないであらうか、酌めども盡きることなき先生の思想の泉は決 してエボックや限界あるものでないといふ感じを抱かせられる からである。この講演や講義やは先生の次の講演や講義を約束 せしむる多くのものを含み示唆してゐる。この一册の著書は限 りなき思想の展開を物語つてゐるからである。次に來るべき本 格的な樂章の數々が樂しみに待たれる意味で、序説といふ本書 の提言は讀者を肯かしむるものがあらう。 る思想を喜こんだことであつた。 を昭和四年の刑法講義や有名な同七年の刑法讀本によつて窺ふ ろ、優美に感じられ、**樂**しく親しめたのである。**顧れば、それ** 例批評のなされてゐるのを通じて、先生のそこはかの消息を知 ことが出來たのである。かたはら『法と經濟』紙上に多くの判 の怖い刑法に愛情の限りを盡され傾けられてゐたことは、これ 接することが稀であつた。しかし、先生は歸朝後も引續いてこ る。これを境に、東京に在つたわくしは、不幸、先生の撃咳に は先生の麗はしい文章ともの柔かい熱情のためであつたのであ るわたくしには、怖いと期待したこの刑法といふ科目が、むし かつたことは申すまでもあるまい。當時、初めて法律を聽講す のであつた。ベーリング張りの刑法に、本場ドイツの磨きがか 筈である。さうして、との講義を最後に、歐米に留學せられた **ふ。先生には京都帝大**でのその講義が、たしか二囘目であつた わたくしが先生の講莚に列したのは、大正十年であつたと思 前後『公法雜誌』『民商法雜誌』によつて 先生の老いざ

士もいはれた如く『私の通鬱後における感想を率直にいふなら多少の修正を加へられたものであるのである。しかし、小野博決學部における昭和七―八年度の刑法講義中、犯罪論の部分に本書の生立を先生自身の言葉によつて觀れば、京都帝國大學

評

知れない。しかし、先生の講莚に列したほどの者は皆よく先生 當時の何れの講莚よりもその講義を樂しむことが出來たのであ つた。先生の門に集ふ學生の市をなしたのも宜なる哉である。 は断じてない。先生のあの講義から受ける感じは、この論理の 以つて、學生に臨まれてゐたのであつた。むしろ、直接受ける 京都には遊ぶ學生が多いと、世は傳へてゐる。さりであるかも 難解をすら熔し去つてゐたのである。さればにや、諸生は皆、 わたくしが、刑法に親しんで年久しい今日からの判斷の結果で すら、先生はベーリング張りの複雑に錯綜する學説のノートを わたくしの聽講當時を囘想せなければならぬ。留學前の當時で 生は或る焦燥に惱まされることがないであらうか……。』 とい 若し又、これを敎科書のつもりで讀む學生があつたら、その學 通りの豫備知識なくしては到底追ひつけない「講義」である。 られたものに違ひない。何故なら、此は刑法全體について一と くとも著者の「刑法講義」なり「刑法讀本」なりの豫習を命ぜ 感じは『犯罪論序説』のそれの比ではなかつたと思ふ。これは ふのは、必ずしも當つてゐないやうである。わたくしは、又、 士がこれに次いで心配せられたやうに『恐らく學生に對して少 的集成である』(法報十月號四三頁)のである。 しかし、小野博 ば、これは講義でもなく、敎科書でもない。實に小論文の連續

橋 論 叢 第二卷 第六號

賃むるの感があるのである。
貸むるの感があるのであるのである。少くと焦燥の氣などなく、愉快にに追隨して行つたのである。少くと焦燥の氣などなく、愉快にに追隨して行つたのである。少くと焦燥の氣などなく、愉快にに追隨して行つたのである。少くと焦燥の氣などなく、愉快にに追隨して行つたのである。少くと焦燥の氣などなく、愉快にに追隨して行つたのである。

先生、盆、旺んなりの感を抱きつつ、この書が佐々木博士の還を配質のために捧げられてゐることを思ふと、學の功績に更に唇祝賀のために捧げられてゐることを思ふと、學の功績に更に替式は人も知る京都帝大法學部の持つた學聖であるのである。さて、本書の詳細なる批評については、その世界觀的立場よりする小野博士の競表があり(時報十卷十月號)技術的立場よりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある(論叢三九卷一號)から、敢てわりする佐伯教授の論述がある。

その個人の自由を保障する機能が、全體主義の足下に踏みにじの主義對立においても、知識としての罪刑法定主義の重要性、定せらるべき文化的東洋主義・日本主義と個人的・自由的西洋定せらるが、決していまれる刑法の基本的立場の決

起されてはいけないであらうか。 にゲーテの印度の神とバヤデーレによせた言葉・人世觀が思ひ 神の如く峻嚴でさへなければならぬ。 あるまい。實に罪刑に關する法令は國家的權威の象徴である。 る。國の平和たらんとするには民も平和であつてならぬことは 富まねばならぬ。國の强きには民も强くなくてはならぬのであ する譯にも行かなかつたのではあるまいか。國の富むには民も 由主義時代以前に出來上つてゐた佛教思想・儒教精神で强行軍 まい。しかし、白人に限らず、刑法學研究の始められた社會自 定主義の要請の全體主義的のそれに先行すべきであるとはいふ であることは、當然の要請である。この點でわたくしも罪刑法 法令の國家的權威の象徴であり、同時に民族的道德意識の表現 の强化を目的とすべきものであり、社會的保安を目的とすべき に却つて、この方面の刑罰法の作用がひたすら、民族的道義觀念 とせられてゐることは爭ふべくもない事實である。それがため 時代の强者のものをいふ社會の下においては、罪刑を規定する らるべきであらうか。今日の國際場裏における國家、或は原始 しかし、或はこれと同時

.....Soll er strafen oder schonen,

Muss er Menschen menschlich sehn.

政策として、生活として、現はれる迄に、學問はわれわれ人

られ『更に學者の判例批評は理論探究からの逃避ではないかを 閣を見て、その地盤を知らないのである。ここに、私が、一般 は、判決を通じて輪廓のみを知り得た事案に對する法律適用と の點は、私には、はつきりはわからない。從つて私の判例研究 昭和十年において『……判決が事實に即して妥當であるか否か と考へてゐる。先生は、かつて『最近の大審院刑事判例研究』 あるが、先生の學問的蓬觀も亦一應理解せられなければならぬ ければならぬことを信じ、これが、達成に努力してゐる者では ない。勿論、わたくしは慇問が生活の中に、生活と離れずにな 敢然と純理の上に立ち續ける人の勇氣と苦心とを忘れてはなら なるかはわれわれ學徒の皆等しく體驗してゐるところである。 越した、所謂學問の爲の學問に生命を與へることの如何に困難 た刑法學を生けるが如く描出してゐるのである。全く時代に超 類生活の凡ての時代、凡ての面、凡ての條件を考慮せねばならな 値あるものとしても、結局は創作に寄生してゐるといふのであ 私は常に恐れて居る』とせられるのであつた。批評が如何に價 いふ一觀點から、これを眺めたものに過ぎない。謂ば砂上の樓 に判例批評を重く見る氣持になれない第一の理由がある』とせ 先生の『犯罪學序説』は先生の情熱を以つて時代に超越し ここに一種の先生の立場があられる譯であらう。今日の法

實を輕視せられるのであらうか。律の實證的研究に反情を示されると同時に近代の判例研究の現

かくして、先生はひたむきに罪刑法定主義の地盤の上に刑法の研究をせられるのである。成る程、刑罪史上から通觀するとでければ刑なし』の主義を中心として生れ、成長して來たといなければ刑なし』の主義を中心として生れ、成長して來たといる。この悲しき史實の廣く且つ長かりしが故に、刑法學は『法法定主義は今日の世の中、殊にわが邦においては最早老いて、正に『異常の魅力をもつ言葉』となつたのである。しかし、罪刑に『異常の魅力をもつ言葉』となつたのである。しかし、罪刑に『異常の魅力をもつ言葉』となつたこともこれを認めない譯人にそれほどの魅力を與へなくなつたこともこれを認めない譯人にそれほどの魅力を與へなくなつたこともこれを認めない譯人に行かない。

られるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想からにもすることを得ない。しかし、先生自身も認められてゐる如められた、牧野博士が早くから、罪刑法定主義のコペルニクスめられた、牧野博士が早くから、罪刑法定主義のコペルニクスめられた、牧野博士が早くから、罪刑法定主義のコペルニクスめられた、牧野博士が早くから、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもあらうか。先生も、罪刑法定主義が法治國思想かられるのでもある。

强者と弱者・幸福者と不幸者をその中に包容し・救**護**し・各そ れも、 であらうか。先生の人間味は必ずやこの理念を理想としてその この點では先生は却つて實證的立場をとられてゐるかにも見え の生を遂げさせる理想的・平和的・道德的・・文化的な國家を 現實のそれとして認識し得ないからに歸せられるやうである。 の鐡則でなければならぬ』との見解を有せられるのである。こ 内部にと强者弱者の對立が存する間は、罪刑法定主義は刑法上 を擁護する點におかれて居る』から、今日の如く、尙『社會の れを決すべきである』とせられ、『罪刑法定主義は啓蒙思想と ら生れたことの正當なるを認め、法治國の思想源泉たる啓蒙時 自然法的人權思想の表現ではあるが、その精神は强者から弱者 て立つところの社會的地盤との關聯において批判して始めてこ することは出來ない。制度の適否はその營む役割を、その據つ い(序一二頁)。『しかし、この制度が存在理由を失うたと斷定 代の見解が過去のものになつた事實をも否定せられるのではな 果して、かくの如き社會的地盤は單なる現念に止まるもの 先生が牧野博士の主張せられる如き、多數者と少數者・

述したものである。』かくて、本書は傳統的犯罪理論に從ひ、

『本書は罪刑法定主義の鐵則を守つて犯罪理論を叙

罪刑法定主義を止揚せられねばならぬ筈である。

を擱から。 てゐる。

の早くより得意とせられる罪數論が餘論として二十六頁を占め ―一三一頁)・責任乃至責任阻却(一三一一二一七頁)・錯誤(二 ―五八頁)・構成要件 (五八―八九)・違法乃至違法阻却 (八九 文態のテーマは順次に犯罪論の概念(一―二〇頁)・行爲(二〇 三七頁)の十項目を選ぶこととなつたのである。この外に先生 一七―二三八頁)・未遂(二三八―二六四頁)・共犯(二六四―三 として、犯罪の概念構成をせられるのである。これが爲に小論 犯罪を構成要件に該當する違法・有實の行爲と見、これを根本

ーマが更に美事なる大樂章に展開せられむことを祈りつつ、筆 許さぬままに、先生のこの序説に現はれた示唆に富む多くのテ 批判するの鳥滸がましきをみづから知る者でもあるが、紙敷の わたくしは、繰返す迄もなく、これらの詳細の研究を詳細に

784